

議案第 29 号

財産の減額貸付について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を減額して、貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 15 日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

減額貸付する財産

土 地	
所 在 地	守口市大久保町一丁目72番地
面 積	2, 227. 66㎡

減額貸付の理由

本市において、医療的ケアが必要な児童を受け入れることができる短

期入所施設が無いことから、本事業を主として運営できる民間事業者をプロポーザル選定方式で公募し、優先交渉権者に選ばれた当該法人に対して、施設の長期にわたる安定的な運営を図るため、減額して貸付けるもの。

相 手 方

守口市大久保町5丁目39番6号
株式会社 オールケア守口
代表取締役 吉田 広美

貸 付 期 間

令和5年4月1日から令和35年3月31日まで

貸 付 料

年額84万円